

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第3章〔略〕 第4章 大量駐車需要発生施設の自転車駐車場の付置義務(第18条 <u>第30条</u>) 第5章 雑則(第31条・第32条)</p> <p>付則 (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車駐車場以外の場所をいう。 〔略〕 自転車駐車場 一定の区画を限って<u>自転車</u>を駐車させるための施設をいう。 ・ 〔略〕 第1種特定自転車駐車場 <u>第15条第1項に規定する登録手数料を納付する方法により利用する特定自転車駐車場</u>をいう。 第2種特定自転車駐車場 <u>第16条の3第1項に規定する使用料を納付する方法により利用する特定自転車駐車場</u>をいう。 放置 <u>自転車の利用者が公共の場所に置かれた当該自転車から離れていることによりこれを直ちに移動させることができない状態をいう。</u> (施設の設置者等の責務) 第6条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。 2 前項の施設を設置し、又は管理する者は、</p>	<p>目次 第1章～第3章〔略〕 第4章 大量駐車需要発生施設の自転車駐車場の付置義務(第18条 <u>第29条</u>) 第5章 雑則(第30条 <u>第31条</u>)</p> <p>付則 〔同左〕 第2条 〔同左〕  〔同左〕  〔略〕 自転車駐車場 一定の区画を限って、<u>自転車</u>を駐車させるための施設をいう。 ・ 〔略〕 第1種特定自転車駐車場 <u>第15条の規定による登録手数料を納付する方法により利用する特定自転車駐車場</u>をいう。  第2種特定自転車駐車場 <u>第16条の3の規定による使用料を納付する方法により利用する特定自転車駐車場</u>をいう。  放置 <u>自転車の利用者が当該自転車から離れていることにより本人がこれを移動させることができない状態をいう。</u>  〔同左〕 第6条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車の<u>大量の</u>駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。 〔新設〕</p>

自転車の整理員を配置し、施設利用者に対し自転車の適正な駐車を呼び掛けるとともに、施設周辺に放置された自転車が一般の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、その販売に当たっては、自転車が安全で適正に利用されるよう必要な措置を講ずるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車利用者等の責務)

第8条 自転車の利用者は、自転車を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、防犯登録をしなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第10条 [略]

2 自転車の利用者は、放置禁止区域内において自転車を放置してはならない。

3 区長は、必要と認めるときは、第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

4 区長は、第1項又は前項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める事項を告示しなければならない。

(放置禁止区域内の放置自転車に対する措置)

第11条 区長は、放置禁止区域内において自転車が放置されているときは、当該自転車を直ちに撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第12条 区長は、放置禁止区域外において自転車が放置され、交通の障害等となって

[同左]

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、防犯登録の勧奨に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

[同左]

第8条 自転車の利用者は、公共の場所に自転車を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、自転車の見やすいところに住所及び氏名を明記するとともに、防犯登録をするように努めなければならない。

[同左]

第10条 [略]

[新設]

2 区長は、必要と認めるときは、前項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

3 区長は、前2項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める事項を告示しなければならない。

[同左]

第11条 区長は、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

[同左]

第12条 区長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車が放置され、交通の障害等と

いると認めるときは、当該自転車の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよう警告するものとする。

2 〔略〕

(撤去した自転車に対する措置)

第13条 〔略〕

2 区長は、前項の規定により自転車を保管したときは、当該自転車の利用者等の確認に努め、確認することができた自転車については、その利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとし、確認することができない自転車については、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 〔略〕

4 区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められ、かつ、利用者等を確認することができないものであるときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに当該自転車を処分することができる。

(利用登録の取消し)

第16条 区長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の登録を取り消すことができる。

・ 〔略〕

前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(第2種特定自転車駐車場の利用)

第16条の2 第2種特定自転車駐車場の利用方法は、次のとおりとする。

定期利用 1か月を単位とする利用

〔略〕

2 〔略〕

3 区長は、前項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用を制限することができる。

4・5 〔略〕

6 前条の規定は、第2項の規定による定期利用の承認を受けた者について準用する。

(公共自転車駐車場の不適正利用自転車に

なっていると認めるときは、当該自転車の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよう警告するものとする。

2 〔略〕

〔同左〕

第13条 〔略〕

2 区長は、前項の規定により自転車を保管したときは、当該自転車の利用者等の確認に努め、確認ができた自転車については、その利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとし、確認ができない自転車については、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 〔略〕

4 区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められ、かつ、利用者等の確認ができないものであるときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに当該自転車を処分することができる。

〔同左〕

第16条 区長は、利用登録者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用の登録を取り消すことができる。

・ 〔略〕

前2号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

〔同左〕

第16条の2 〔同左〕

定期利用 1箇月を単位とする利用

〔略〕

2 〔略〕

3 区長は、前項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用の制限をすることができる。

4・5 〔略〕

6 前条の規定は、第2項の定期利用の承認を受けた者について準用する。

(公共自転車駐車場の不適正使用自転車に

対する措置)

第17条 [略]

2 区長は、特定自転車駐車場(第2種特定自転車駐車場のうち当日利用に係る部分を除く。)内に次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

~ [略]

3 [略]

(区域の指定)

第18条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第4項の規定により条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、墨田区内の全域とする。

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第19条 指定区域内において、次の表の左欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の右欄により算定した規模(2以上の指定用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表の右欄により算定した規模の合計が10台以上である場合には、その合計した規模)の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内で自転車の利用者が駐車しやすい場所に設置しなければならない。

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場及びカラオケボックス	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、10平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、20平方メートル)ごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、20平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、

対する措置)

第17条 [略]

2 区長は、特定自転車駐車場(第2種特定自転車駐車場のうち当日利用に係る部分を除く。)内に次の各号の一に該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

~ [略]

3 [略]

[同左]

第18条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、墨田区内の商業地域及び近隣商業地域とする。

[同左]

第19条 指定区域内において、次の表の左欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の右欄により算定した規模(2以上の指定用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表の右欄により算定した規模の合計が20台以上である場合に、その合計した規模)の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内の場所に設置しなければならない。

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場	[同左]	[同左]
スーパーマーケットその他の大規模小売店舗	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	[同左]

		40平方メートル)ごとに1台
(削除)		
銀行等金融機関	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、25平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、50平方メートル)ごとに1台
学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が300平方メートルを超えるもの	教室面積に対して、15平方メートル(教室面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、30平方メートル)ごとに1台
スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設	運動場面積が500平方メートルを超えるもの	運動場面積に対して、25平方メートル(運動場面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、50平方メートル)ごとに1台
病院及び診療所	診療施設面積が300平方メートルを超えるもの	診療施設面積に対して、15平方メートル(診療施設面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、30平方メートル)ごとに1台

2 混合用途施設で各用途の店舗面積、教室面積、運動場面積又は診療施設面積(以下「店舗等面積」という。)の合計が5,000平方メートルを超えるものについて、前項の規定を適用する場合には、同項の表の右欄中「5,000平方メートル」とあるのは「当該店舗等面積に、5,000平方メートルが各用途の店舗等面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとする。

百貨店	店舗面積が1,200平方メートルを超えるもの	店舗面積に対して、60平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、120平方メートル)ごとに1台
銀行等金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	(同左)
(新設)		
(新設)		
(新設)		

2 混合用途施設で各用途の店舗面積の合計が5,000平方メートルを超えるものについて、前項の規定を適用する場合には、同項の表の右欄中「5,000平方メートル」とあるのは「当該店舗面積に、5,000平方メートルが各用途の店舗面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

4 第1項の表における店舗等面積の算定方法は、規則で定める。

(施設を増築する場合の自転車駐車場の設置)

第20条 指定区域内において、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地が指定区域となる前に建築された部分を除く。)を全て新築したものとみなして前条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

〔略〕

増築後の施設が混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設を全て新築したものとみなして用途ごとに前条第1項の表の右欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が10台以上である場合に係るもの

(自転車駐車場の構造等の基準)

第22条 第19条又は第20条の規定により設置される自転車駐車場は、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が適当と認めるものについては、第1号の規定を適用しないことができる。

自転車1台当たりの駐車面積が1平方メートル以上であること。

利用者の安全及び自転車の適正な駐車が確保されるものであること。

(自転車駐車場の設置の届出)

第23条 第19条又は第20条の規定により自転車駐車場を設置する者は、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項を区長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

〔略〕

施設の用途及び店舗等面積

3 〔略〕

4 第1項の表における店舗面積の算定方法は、規則で定める。

〔同左〕

第20条 指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地が指定区域となる前に建築された部分(第24条の規定に該当するものを含む。))をすべて新築したものとみなして前条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

〔略〕

増築後の施設が混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして用途ごとに前条第1項の表の右欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

〔同左〕

第22条 第19条又は第20条の規定により設置される自転車駐車場は、次の各号に掲げる基準に該当するものでなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が適当と認めるものについては、第1号を適用しないことができる。

自転車駐車場の規模は、1台につき1平方メートル以上であること。

利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものであること。

〔同左〕

第23条 〔同左〕

〔略〕

施設の用途及び店舗面積

～〔略〕

- 2 前項の規定による届出に際しては、自転車駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(付置義務の特例)

第24条 区が、次の各号のいずれにも該当する場合において、第19条又は第20条の規定により自転車駐車場を設置しなければならないこととなる者(以下「付置義務者」という。)に係るこれらの規定による自転車駐車場(以下「付置義務自転車駐車場」という。)の規模を含めて公共自転車駐車場を設置したときは、付置義務者は、付置義務自転車駐車場を設けたものとみなす。

～〔略〕

一体として設置し、及び管理する自転車駐車場が当該付置義務者に係る施設から第19条第1項に規定する距離の範囲内にあるとき。

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当する施設については、規則で定めるところにより、付置義務自転車駐車場の設置を免除し、又はその規模を変更することができる。

— 学校教育法(昭和22年法律第26号)

第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、自転車による通学が学則等で禁じられ、かつ、自転車の放置を防止するための方策が講じられているもの

— 前号に掲げるもののほか、自転車駐車場を設置しないこと、又はその規模を変更することに特別な理由があると区長が認める施設

～〔略〕

- 2 前項の届出に際しては、自転車駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(適用の除外)

第24条 この条例の施行後新たに指定区域となった区域において、当該指定区域となった日から起算して6月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第19条又は第20条の規定は適用しない。

〔同左〕

第24条の2 区が、次の各号のいずれにも該当する場合において、第19条又は第20条の規定により自転車駐車場を設置しなければならないこととなる者(以下「付置義務者」という。)に係るこれらの規定に基づく自転車駐車場(以下「付置義務自転車駐車場」という。)の規模を含めて公共自転車駐車場を設置したときは、付置義務者は、付置義務自転車駐車場を設けたものとみなす。

～〔略〕

一体として設置し、及び管理する自転車駐車場が当該付置義務者に係る施設から第19条に規定する距離の範囲内にあるとき。

〔新設〕

(自転車駐車場の管理)

第25条 付置義務自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該付置義務自転車駐車をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第26条 区長は、第19条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 [略]

(公表)

第28条 区長は、施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表することができる。

— 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

— 前条第1項の規定による区長の命令に従わないとき。

(罰則)

第29条 第27条第1項の規定による区長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 [略]

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第5章 雑則

(関係機関との協議)

第31条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、警察署長、道路管理者、鉄道事業者その他関係機関と協議するとともに、その協力を要

[同左]

第25条 第19条又は第20条の規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車をその目的に適合するように管理しなければならない。

[同左]

第26条 区長は、第19条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 [略]

[新設]

[同左]

第28条 前条第1項の規定による区長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 [略]

[同左]

第29条 [同左]

第5章 雑則

[同左]

第30条 [同左]



<p>請することができる。  (委任)  <u>第32条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>〔同左〕  <u>第31条</u> 〔同左〕</p>
--	-----------------------------------

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第20条まで及び第23条第1項第2号の改正規定、第24条を削る改正規定並びに第24条の2に1項を加え、同条を第24条とする改正規定並びに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第18条から第20条までの規定は、平成26年4月1日以後に施設の新築又は増築に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「確認申請等」という。）をするものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築に係る確認申請等をするものについては、なお従前の例による。